

# 集团的労使コミュニケーションの在り方 (過半数労働組合・過半数代表者等)に関する検討の論点について

厚生労働省 労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 本日で議論いただきたい論点

### 適切な労使コミュニケーションの在り方

- 労使コミュニケーションの中核を担うのは労働組合であるが、過半数組合がない場合も、できるだけ対等な労使コミュニケーションを図ることができるよう、不適切な選出の事例も見られる過半数代表者の適正な選出が必要。現在、過半数代表者の選出手続は、労働基準法施行規則に実施命令として定められているのみであるが、こうした点を踏まえ、どのような措置を講ずべきか。
- 労働組合による労使コミュニケーションを活性化する方策として、例えば、労働組合の意義、役割、重要性について教育・啓発を進めることについて、どう考えるか。
- 事業場に所属していない者が、労使協定を締結する際の使用者側の担当者や労使委員会における使用者側委員となることは、現行法上妨げられていないが、事業場単位の労使合意が前提である中、どう考えるか。

### 過半数労働組合・過半数代表者が担う役割

- (過半数労働組合や) 適正に選出された過半数代表者は、労使協定の締結等に向けて、労働者の意見の集約など、事業場の全ての労働者の公正な代表として手続きを行うことが期待される。その役割が果たされるよう、どのような措置を講ずべきか。
- 任期を定めて選出することや複数人の過半数代表者を選出することは、現行でも可能であり、より実効的なコミュニケーションを行える可能性がある一方で、権限や責任、異動・退職時の取扱い等、運用上明確にすべき点も考えられるところ、これらの点について、どう考えるか。

## 本日で議論いただきたい論点

### 過半数労働組合・過半数代表者が役割を円滑に遂行するための情報提供や便宜供与等

- 過半数労働組合や過半数代表者が役割を円滑に遂行するため、過半数代表者の選出のために必要な情報や、事業場内の働き方の実態に関する情報等に関し、使用者が一定の情報提供を行うことや、活動のための便宜供与を行うことについて、どう考えるか。また、どのような措置を講ずべきか。さらに、便宜供与の内容に関し、必要な情報の内容、必要な費用等の負担、過半数代表者に対する教育・研修、相談支援などの具体的な考え方を示すことについて、どのような措置を講ずべきか。
- 労働時間の中で賃金を失うことなく活動すること等の金銭的な便宜供与がなされる場合の労働組合法の不当労働行為との関係について、どう考えるか。
- 現在、労働者が過半数代表者であること等を理由とした不利益取扱いは、労働基準法施行規則に実施命令として定められているのみであるが、使用者との実効的なコミュニケーションを行い得る環境整備のため、過半数代表者であること等を理由とした不利益取扱いがなされないよう、どのような措置を講ずべきか。